

## 貨物自動車運送事業の行政処分等の概要

### 1. 行政処分等の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	対前年比
監査実施件数		679	901	736	510	398	78.0%
行政処分等の件数		547	698	296	287	184	64.1%
処分 内容	許可の取消 (内 所在不明によるもの)	29 (28)	9 (8)	7 (5)	5 (3)	1 (0)	—
	事業停止	8	15	16	19	13	68.4%
	車両使用停止 (延使用停止日車数)	458 (20,535)	630 (34,161)	249 (15,790)	241 (22,045)	151 (14,242)	62.7% 64.6%
	文書警告	52	44	24	22	19	86.4%
内 過積載通報処分		11	16	11	10	13	130.0%

注1 「内 過積載通報処分」は、公安委員会からの通報に基づき処分したものをいう。

注2 「輸送の安全確保命令」は、事業停止若しくは車両使用停止処分の内数。

### 2. 令和2年度の行政処分の概要

#### (1) 行政処分等の内訳

監査の種類		特別	一般 (臨店)	一般 (呼出)	計
監査実施件数		14	106	278	398
行政処分等の件数		16	145	23	184
処分 内容	許可の取消	0	1	0	1
	事業停止	4	9	0	13
	車両使用停止 (延使用停止日車数)	12 (1,830)	119 (11,542)	20 (870)	151 (14,242)
	文書警告	0	16	3	19

注 「輸送の安全確保命令」は、事業停止若しくは車両使用停止処分の内数。

#### (2) 監査の選定理由

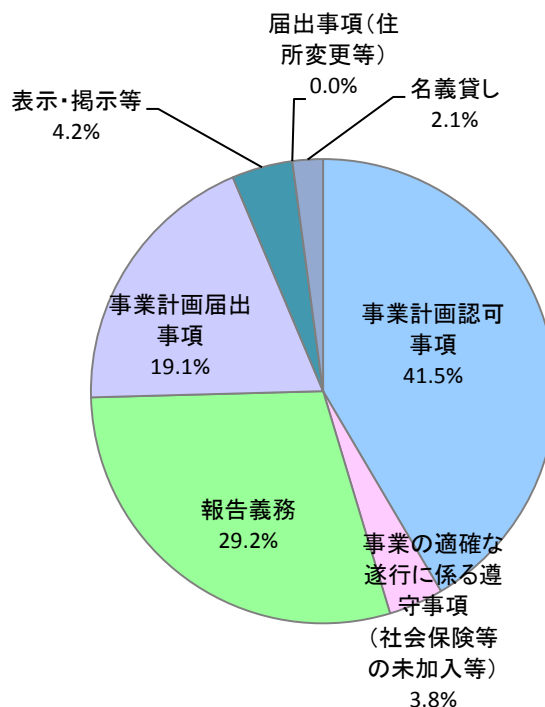
選定理由項目	件数
適正化実施機関	43
重大事故(第1当)	50
悪質違反(飲酒・ひき逃げ・無免許等)	16
公安委員会通報(過積載)	12
労働局通報	20
事故報告等	0
苦情・法令違反の疑義等	14
改善未実施	13
フォローアップ	230
社会的影響等	0
計	398

注1 「適正化実施機関」は、適正化実施機関と連携し、適正化巡回指導の評価結果等を踏まえ実施したものである。

### (3) 行政処分等に係る違反事項

#### ① 許認可(事業計画)等関係

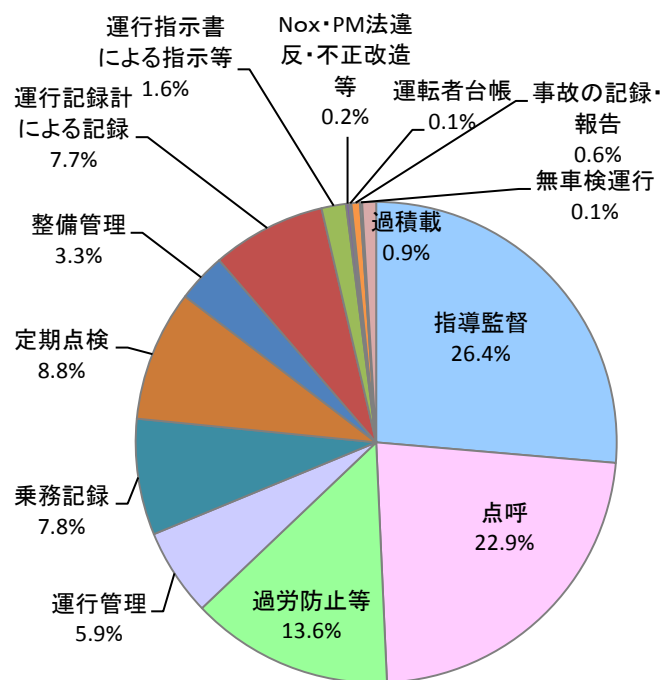
違反事項	件数
事業計画認可事項	98
事業の適確な遂行に係る遵守事項 (社会保険等の未加入等)	9
報告義務	69
事業計画届出事項	45
表示・掲示等	10
届出事項(住所変更等)	0
名義貸し	5
計	236



注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。

#### ② 輸送の安全確保関係

違反事項	件数
指導監督	368
点呼	320
過労防止等	190
運行管理	82
乗務記録	109
定期点検	123
整備管理	46
運行記録計による記録	107
運行指示書による指示等	23
Nox・PM法違反・不正改造等	3
運転者台帳	2
事故の記録・報告	8
無車検運行	2
過積載	13
計	1,396



注 複数の違反事項がある事業者は、全ての事項に計上している。